

高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領

1 趣 旨

- (1) この要領は、高知市が発注する建設工事に係る競争入札のうち、総合評価落札方式を採用する場合の各評価項目の評価基準に関する取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- (2) 入札案件により採用する評価項目が異なるので留意すること。
- (3) 入札方式に事後審査型制限付き一般競争入札を採用した場合は、企業の評価及び技術者の評価についての審査は入札執行後に行うので、実績等の確認のための証明書等の書類の提出は入札執行後求められた者のみ提出すること。

2 対象工事

総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 施工計画型

施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種工事の経験、工事成績等に基づく技術力等に加えて簡易な施工計画を求め、価格と総合的に評価する。

(2) 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業及び配置予定技術者の評価は行うが、施工計画の提案は求めない。原則として請負対象金額1億5,000万円以上で、簡易な施工計画の提案を求めることは特に必要ないと判断される案件で適用することとする。

3 評価基準の取り扱い

(1) 企業の評価

	評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等
企業の技術力	同種工事の実績の有無(公告の属する年度又は前年度以前の15か年度の間)	<ul style="list-style-type: none"> ○同種工事の設定は、工事の内容に応じて設定する。 ○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。 ○CORINS 登録内容確認書の写し、CORINS 竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。
	同一工種工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> ○公告日の属する年度の前年度までの3か年度において工事検査を完了した発注工種と同一工種の本市工事の工事成績評定値を評価する。 ○共同企業体による施工の場合の工事成績評定点は、各構成員同等に評価の対象とする。 ○成績評定通知書の写しを添付すること。
	同一工種工事優良工事表彰	<ul style="list-style-type: none"> ○入札参加申請日時点において、発注工事と同一の工種で、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度の間を高知市長から優良建設工事施工者表彰を受けた者に加点する。また、共同企業体による施工の場合は、各構成員同等に評価の対象とする。 ○表彰状の写しを添付すること。

	舗装工事施工体制	<p>○舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）として発注する場合に採用するもので、舗装工事に関して「直営」による施工体制がある場合に加点する。</p> <p>○舗装工事施工体制におけるASフィニッシャは、台数及び規格等は問わないが、定められた検査等を受けた実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約の場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。</p> <p>○自社施工の有無に係るAS舗装工とは、路盤を含まない、基層より上層の施工を指す。</p> <p>○直営とは、自社で施工体制がとれる状態をいう。</p> <p>○提出資料は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工事施工体制(様式6-1, 6-2) ・ASフィニッシャの自己保有を証明する書類（車検証の写し又はリース契約書の写し）
環境・労働福祉	ISO等の取得状況	<p>○入札参加申請日時点で有効なISO14000シリーズ又はエコアクション21の認証取得がある場合に加点する。</p> <p>○認定登録証（内容及び有効期間が確認できる部分）の写しを添付すること。</p>
	障害者雇用対策の実績	<p>○入札参加申請日時点において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用数が、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準を超えている場合に加点する。</p> <p>○障害者とは、障害者雇用促進法に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者、その他の心身の機能の障害をいう。</p> <p>○障害者雇用促進法第43条7項に定める報告義務が有る場合と無い場合で取扱いが異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告義務が有る場合は、障害者を法定雇用率を超えて雇用している場合実績有りとする。 ・報告義務が無い場合は、障害者を1名以上雇用している場合に実績有りとする。 <p>○提出資料は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用していることが分かるもの ・報告義務がある場合は、障害者雇用状況報告書の写し(直近の6月1日のもの)を添付すること。報告義務がない場合は、身体障害者手帳の写し等の提示及び健康保険被保険者証の写し等確認のできるものを添付すること。 <p>※申請に当たっては、本人の同意を得ること。</p>
	次世代育成支援に関する認定等	<p>○入札参加申請日時点における次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証（旧：高知県次世代育成支援企業認証）を受けている者を加点する。</p> <p>○確認できる書類（認定書等の写し）を添付すること。</p>
	男女共同参画の推進に関する表彰	<p>○入札参加申請日時点において、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度の間、男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）又は厚生労働省の均等・両立推進企業表彰基準に定める表彰（国等表彰）を受けている者を加点する。</p> <p>○確認できる書類を添付すること。</p>

	<p>法定外労働災害補償制度への加入状況</p>	<p>○入札参加申請日時点において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会等の法定外労働災害補償制度への加入をしている者を加点する。</p> <p>○労働者災害補償法に基づく保険給付の原因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約であって、次に掲げるものを締結していることを要件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務災害と通勤災害(出勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること。 ・申請者の直接の使用関係にある職員のみならず、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。 ・少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級1級から7級までに係る障害のすべてを対象とするものであること。ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない。 <p>○確認できる書類を添付すること。</p>
<p>災害時対応</p>	<p>災害時の応急対策活動に関する協定の締結</p>	<p>○入札参加申請日時点においてア又はイのどちらかの協定を締結している場合に加点する。(団体が締結している場合の構成員を含む。)</p> <p>ア 高知市と締結された災害時の応急対策活動に関する協定</p> <p>イ 高知県と締結された協定で、高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定</p> <p>○確認できる書類(団体が発行する証明書の写し等)を添付すること。</p>
	<p>緊急時の即応体制</p>	<p>○ポンプ場等のポンプ等の据付工事等に関して採用する。</p> <p>○入札参加申請日時点で次のいずれかの体制がとれている場合、緊急時の即応体制有りとして加点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市内にポンプ等の機械の修理等を業務内容に含む自社の事務所等がある。 ・高知市内に主たる営業所を有する建設業者との代理店等契約を結んでいる。ただし、その契約内容にポンプ等の機械の修理等を含む場合を対象とし、販売に関する代理店等契約のみの場合は対象外とする。 <p>○自社の場合は、事務所等の業務概要を記載した書類(様式自由)及び位置図並びに写真を添付すること。代理店契約の場合は契約書等の写しを添付すること。</p>
	<p>重機保有の有無</p>	<p>○評価対象とする重機は、経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械(ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン・パイルドライバー(アタッチメント付き))、ブルドーザー(3t～)、トラクターショベル(0.4m³～)、移動式クレーン(3t吊～)、ダンプトラック(5t積～)、モーターグレーダー(5t～)とし、発注工事によって変えることはしない。</p> <p>○その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け実際に使用可能な状況のものを対象とする。リース契約の場合は、その契約期間内に公告日を含むものであること。</p> <p>○連結会社が保有するものは対象としない。</p> <p>○経営事項審査において提出した「建設機械の保有状況」の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査の(受付印の入ったもの)と併せて提出すること。また、公告日において、リースの場合の契約期間が切れている場合は、更新等が確認できる書類の写しを添付すること。 ・経営事項審査事項を受けていない場合は、提出書類(様式問わず)に必要な事項を記入のうえ、確認書類(車検証の写し等)を添付し提出すること。

	消防団協力事業所の認定	<p>○入札参加申請日時点において高知市消防団協力事業所の認定をされている者を加点する。</p> <p>○高知市消防団協力事業所の証明書の写しを添付すること。</p>
	災害時の事業継続力（BCP）認定	<p>○入札参加申請日時点において高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会による災害時の事業継続力（BCP）認定がされている者（開札日において有効なものに限る。）を加点する。</p> <p>○確認できる書類を添付すること。</p>
地域貢献	地域ボランティア活動の実績	<p>○高知市内において、入札公告日の前年度に行ったボランティア活動（清掃又は環境美化活動、交通安全に対する取組み、防犯運動等）を評価する。</p> <p>○活動内容は、同じ活動でも別の活動でも評価対象とする（例：清掃3回+交通安全指導2回=5回）。ただし、会社の協賛・寄付行為等や社員個人の活動は対象とならない。</p> <p>○活動団体や町内会等による証明書類の写しを添付すること（証明書の様式は任意であるが、申請書様式中に様式例を掲載しているので参考にすること。）。</p>
	地元下請比率	<p>○地元とは、高知市内に主たる営業所（本社）を有する業者（以下、地元業者という。）とする。</p> <p>○下請には、建設工事の下請契約のみならず交通誘導員等の下請契約も含むものとし、当該工事に関して受注者（元請業者）が直接契約した下請契約（以下、一次下請契約という）とする。</p> <p>○比率は、当該工事に関し、受注者（元請業者）が地元業者に一次下請契約した請負金額を受注者（元請業者）が一次下請契約した請負金額で割って算出する。</p> <p>○入札参加申請時点では見込みで申請すること。</p> <p>○この項目が該当すると申請した者の履行確認は、工事検査時に行う。</p>
法令遵守	独占禁止法違反等による指名停止の状況（公告日以前1年間）	<p>○平成25年4月1日以後に行った高知市発注の競争入札において、独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間において高知市競争入札指名停止措置要綱に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。</p>

(2) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等
同種工事への従事実績の有無（公告の属する年度又は前年度以前の15か年度の間）	<p>○同種工事の設定は、工事の内容に応じて設定する。</p> <p>○現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事を対象とし、工期の途中で交代（変更）している場合は対象とならない。</p> <p>○共同企業体により施工された工事は当該工事に対する出資割合が15%以上の出資をしたものに限り評価対象とし、実績請負金額は出資割合で按分後の金額とする。</p> <p>○CORINS登録内容確認書の写し、CORINS竣工時受領書又は工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合は、発注機関が証明する施工証明書の写しを添付すること。また、工事カルテ等又は施工証明書で十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料もあわせて添付すること。</p>

配置予定技術者の資格	<p>○配置予定技術者の資格の評価については、1級国家資格に技術士も含む取扱いとする。</p> <p>○資格が確認できる書類（例：監理技術者証の写し）を添付すること</p>
同一工種工事成績評定	<p>○公告日の属する年度の前年度までの3か年度において工事検査を完了した発注工種と同一工種の本市工事の工事成績評定値を評価する。</p> <p>○現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事を対象とし、工期の途中で交代（変更）している場合は対象とならない。</p> <p>○共同企業体により施工された工事の工事成績評定値は、各構成員同等に評価の対象とする。</p> <p>○成績評定通知書の写しを添付すること。</p>
同一工種工事優良工事表彰	<p>○入札参加申請日時点において、発注工事と同一の工種で、公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度の間を高知市長から優良建設工事施工者表彰を受けた者に加点する。また、共同企業体による施工の場合は、各構成員同等に評価の対象とする。</p> <p>○表彰状の写しを添付すること</p>
継続教育学習制度（CPD（S））への取組	<p>○（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、建築CPD運営会議（建築CPD情報提供制度）、（公社）土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5年間 ・（公社）日本技術士会 50 CPD時間/年 ⇒ 250 CPD時間/5年間 ・（公社）日本建築士会連合会 12 単位/年 ⇒ 60 単位/5年間 ・建築CPD運営会議（建築CPD情報提供制度） 12 認定時間/年 ⇒ 60 認定時間/5年間 ・（公社）土木学会 50 単位/年 ⇒ 250 単位/5年間 <p>○公告日の属する年度以降に発行された証明書等の写しを添付すること</p>

※配置予定技術者を複数で申請した場合は、その評価は、加算点の合計が最も低い技術者のものを点数とする。

※工事内容に製作工事と据付工事が含まれている場合において、製作工事と据付工事を別の技術者で申請した場合の評価点は、製作工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者の点数と据付工事に申請した技術者の内で最も低い点数の技術者をたし合わせて二分の一を掛けた点数とする。

(3) 施工体制の評価

評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等	
※施工体制の評価	品質確保の実効性	良
		可
		不可
	施工体制確保の確実性	良
		可
		不可

※高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日制定）により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。

(4) 発注形態が共同企業体の場合の評価対象者

	評価項目	評価対象者
企業 の 評 価	同種工事の実績の有無	代表者
	同一工種工事成績評定	代表者
	同一工種工事優良工事表彰	代表者
	舗装工事施工体制	代表者
	ISO等の取得状況	構成員のいずれか1者
	障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者
	次世代育成支援に関する認定等	構成員のいずれか1者
	男女共同参画の推進に関する表彰	構成員のいずれか1者
	法定外労働災害補償制度への加入状況	構成員のいずれか1者
	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	構成員のいずれか1者
	緊急時の即応体制	構成員のいずれか1者
	重機保有の有無（市内業者のみを評価対象とする）	構成員のいずれか1者
	消防団協力事業所の認定	構成員のいずれか1者
	災害時の事業継続力（BCP）認定	構成員のいずれか1者
	地域ボランティア活動の実績	構成員のいずれか1者
	独占禁止法違反等による指名停止の状況	構成員すべて
	技術者 の 評 価	同種工事への従事実績の有無
配置予定技術者の資格		代表者
同一工種工事成績評定		代表者
同一工種工事優良工事表彰		代表者
継続教育学習制度（CPD（S））への取組		代表者

(5) 施工計画の評価

- ア 評価項目並びに配点及び加算点について工事の特性等に応じ設定し、入札公告に明記する。
- イ 提案内容は、本市が提案する標準施工の内容より優れたものとし、受注者は、提案した施工計画を現地にて履行することとなる。ただし、提案に伴う設計変更はしない。
- ウ 標準施工の内容より劣る提案は、評価の対象とならない。
- エ 必要以上の過度な提案は評価しない。
- オ 記述は必ず箇条書きとし、評価項目ごとにA4縦1枚の様式に収まるように調整すること。参考資料の提出は認めない。

カ 提案数は評価項目毎に5つ以内とし、6つ目以降の提案は評価しない。また、①から⑤まで番号を付した枠の1つにつき1提案を記述することとし、同一枠内に2提案以上が記述されていた場合は、その枠内のすべての提案を評価しない。

キ 提案がない場合は、「標準施工の内容のとおり」と記載をする等、提案がないことがわかる記述をして提出すること。ただし、求める施工計画のすべてにおいて提案がない場合は、入札参加資格がないものとして取り扱う。

ク 提出された簡易な施工計画書は、高知市行政情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は原則公開する。ただし、これを公開することによって、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があると市長が判断する場合には、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とすることが出来るので、申請者が非公開としたい部分とその具体的な理由を入札公告において定める様式にて提出すること。

ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

4 その他の留意事項

(1) 評価内容の担保

ア 企業の技術力の評価項目として舗装工事施工体制又は地域貢献の評価項目として地元下請比率を選択し総合評価を実施しようとする場合において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受けた者、地元企業を活用するとして加算を受けた者が、落札者となった場合については、その施工状況について施工中及び完了後に確認を行う。その結果、申請内容を達成していなかった場合には、ペナルティとして工事成績評定の減点措置を行う（－8点）ものとし、この取扱いは、入札公告に明記する。

なお、「工事成績評定」の入力（減点）に当たっては、「8 法令遵守等」の項目に入力すること。

イ 施工計画型の総合評価落札方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札公告や特記仕様書に明記する。

実際の施工に際しては、技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、次の措置を行う。以下に施工計画型を例に措置方法を示す。

【措置方法（ペナルティ）】

施工計画型は、施工計画を対象とし、工事成績評定の減点措置を行う。

「工事成績評定」の入力（減点）にあたっては、「8 法令遵守等」の項目に入力すること。

【施工計画型における工事成績評定の具体的な減点措置】

施工計画評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目当たり－2点の減点措置を行う。

また、減点措置は最大－10点までとし、以下の計算式により算出する。

工事成績評定の減点値

$$= (A - B) \times (-2) \text{ 点}$$

A：入札時に提案され評価された施工計画の項目数

B：Aに対して施工後の評価における施工計画の項目数

【例】

$$\left. \begin{array}{l} \text{○当初評価した項目数} \cdots \cdots 3 \text{ 項目} \\ \text{施工後の評価} \cdots \cdots \cdots 1 \text{ 項目} \end{array} \right\} \rightarrow (3 - 1) \text{ 項目} \times \text{「} - 2 \text{ 点} \text{」} \\ = \text{「} - 4 \text{ 点} \text{」}$$